

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【教育委員会中央図書館運営企画課】 2
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局総務部保険年金課】 3
- 指定納付受託者の指定【保健福祉局総務部保険年金課】 4
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 5
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 6

### ◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【都市整備局折尾総合整備事務所事業調整課】 7

### ◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 11

北九州市告示第 2 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、駐車場使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立小倉南図書館	日本施設協会・図書館流通センター 共同事業者 株式会社 日本施設協会	北九州市小倉北区日明五丁目 4 番 9 号	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立八幡図書館	株式会社 図書館流通センター 一北九州営業所	北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号			
北九州市立八幡西図書館	株式会社 黒崎コミュニティサービス	北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号			

北九州市告示第 2 1 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、国民健康保険料の収納事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市 日置江一丁目 5 8 番地	令和 8 年 3 月 2 5 日	令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 1 8 号

国民健康保険料の納付について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋四丁目 5 番 1 5 号	令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
九州カード株式会社	福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 1 8 号	令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 1 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立第 1 緑地保育センター及び北九州市立第 2 緑地保育センターの親子宿泊事業における使用料の徴収に関する事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立第 1 緑地保育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立第 2 緑地保育センター					

北九州市告示第 220 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 5 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 認可地縁団体の名称  
ラ・ヴェール葉山町内会

- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	松田 修	北九州市小倉南区葉山町三丁目 2 番 20 号
変更後	榊原洋一	北九州市小倉南区葉山町三丁目 20 番 9 号

- 3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区葉山町三丁目 2 番 20 号
変更後	北九州市小倉南区葉山町三丁目 20 番 9 号

- 4 変更年月日

令和 8 年 4 月 5 日

北九州市公告第 3 2 3 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所事業調整課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和 8 年 8 月 7 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所事業調整課

(2) 期間

公告日から令和 8 年 8 月 7 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後 3 月以内のものに限る。）

ウ 会社等の定款

エ 会社等の概要

オ 過去 3 年分の決算報告書

カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

ク 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

ケ 事業実績に関する調書

コ 事業計画書

5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所事業調整課

(2) 期間

令和8年7月9日及び同月10日のそれぞれ午前9時から午後5時まで

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所事業調整課

7 入札保証金

(1) 5万円

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札に参加できる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能な法人であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売却に関し、(ア)から(エ)までの事実があった後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消されたことがある者

(イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者

(ウ) 申込みを取り消されたことがある者

- (エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者
- ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
- エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
  - (ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
  - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (ウ) 次のいずれかに該当する者
    - a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
    - c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不正に利用している者
- (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

なお、土地利用に関する事業の実施が共同企業体等による場合は、共同参加を含めたすべての者が上記（1）、（2）を備えていることとする。

## 9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この

場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

1 1 入札に係る問合せ先

北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所事業調整課

電話 093-602-3108

別表

売り払う物件				入札日時
所在地	地目 (現況)	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
折尾土地区画整理 事業地内18街区 (画地番号①-1 、①-2、②-1 、②-2、②-3 、③-1、③-2 、④、⑤、⑥)	宅地	1,248.92	225,804,736	令和8年 8月7日 (金) 午 前10時

## 北九州市交通局公告第19号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月8日

北九州市交通局長 中 島 尚

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 14万6,000リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和8年7月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量83万6,000リットル 令和8年6月頃

#### (6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年6月10日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 期間 この公告の日から令和8年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月24日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和8年6月15日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年6月10日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年6月23日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和8年6月24日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

146,000ℓ

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., June 24, 2026

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., June 23, 2026

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu,

3-1 Higashikoishimachi, Wakamatsu-ku, Kitakyushu-city 808-0017

Japan TEL 093-771-8401